次世代育成支援対策推進法施行規則第５条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

12.　不妊治療と仕事との両立に関する状況

⑴　不妊治療のために利用できる制度の整備状況

①　休暇制度

制度の種類	制度の内容
不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

②　両立支援制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

⑵　不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び⑴の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び⑴の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	